浜田市地域おこし協力隊（島根県立大学連携支援事業）
募集要項

1　目的

島根県立大学との連携を強化し、共同研究を推進するとともに、島根県立大学生等の新たな挑戦や地域活動、インターンシップに係る支援を効果的に推進するための伴走支援を目的とする。

本要項は、浜田市地域おこし協力隊（島根県立大学連携支援事業）の募集を実施するにあたり、募集から採用までの手続について、必要な事項を定めるものとする。

2　定義

島根県立大学生等　島根県立大学浜田キャンパスの大学生及び大学院生をいう。ただし、休学中の者を除く。

3　業務

島根県立大学との連携に資する業務であって、主に次に掲げるもの

⑴　島根県立大学との連携を強化し、共同研究を推進する取組
⑵　島根県立大学生等の新たな挑戦や地域活動に係る伴走支援
⑶　島根県立大学生等のインターンシップ支援に係る伴走支援
⑷　その他島根県立大学と連携を行う事業

4　募集人数　1人

5　応募者に係る要件

次に掲げる事項を全て満たすこと。

⑴　申込日において、年齢が満18歳以上の方
⑵　申込日において、3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域にある市町村であって、平成17年から平成27年までの人口減少率が11％未満のもの）又は都市地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法又は沖縄振興特別措置法の対象地域・指定地域を有しない市町村）等に在住し、採用後に浜田市に住民票を異動させて生活することが可能な方
⑶　地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
⑷　パソコン操作が可能な方（ワード及びエクセル等による書類作成、ホームページ等の記事の作成並びにパンフレット・チラシの作成等）
⑸　心身が健康で地域に馴染む意思があり、地域の活性化に意欲を持っている方

6　活動場所　　島根県浜田市内

7　身分及び期間

⑴　身分は個人事業主（市との雇用契約等は無し）とし、浜田市地域おこし協力隊員として浜田市長が委嘱する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、身分を変更することができる。

⑵　委嘱期間は、令和9年3月31日までとし、1年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができる。ただし、3年を限度とする。

8　活動等

⑴　1月あたりの活動日数は、17日（週4日程度）を目安とし、活動日の属する月の翌月7日までに活動に係る報告書を作成し、市に報告を行う。

⑵　地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができる。

⑶　兼業及び副業は、地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲とし、内容についてあらかじめ市又は関係団体等の確認を得ること。

9　報償金等

⑴　報償金　　月額25万円

⑵　活動に係る経費の補助　　1年度あたり上限160万円※

補助対象経費	補助率	補助限度額
家賃 （共益費及び駐車場代を除く。）	10/10	60万円（1月につき5万円）
敷金	1/2	10万円
燃料費	10/10	24万円（1月につき2万円）
その他活動に必要な経費であって、市長が必要と認めるもの	10/10	160万円から家賃、敷金及び燃料費に係る補助金額を控除した額

※　年度途中に委嘱された隊員の補助限度額については、月割計算をした額とする。

⑶　福利厚生

国民健康保険及び国民年金等は自身で加入すること。ただし、第7項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

10　応募方法

⑴　提出書類

ア　履歴書（市販のもの使用可。写真（3か月以内・上半身・無帽・正面）貼付）

イ　住民票の写し（3か月以内に発行されたものに限る。）

ウ　応募用紙

⑵　提 出 先　　「12　申込先・問合せ先」と同じ

⑶　提出期限　　令和8年3月25日（水）17時必着

⑷　提出方法　　「⑴　提出書類」一式を持参又は郵送

※　郵送の場合は、封筒の表面に「地域おこし協力隊申込」と朱書きし、簡易書留による提出期限必着とする。

⑸　そ の 他　　提出された書類は、返却しないものとする。

11　選考審査

⑴　書類審査

「5　応募者に係る要件」に掲げる事項の内容について、書類審査を行う。

⑵　面接

書類審査に合格した場合、面接を実施する。（オンラインによる面接も可）

⑶　その他

ア　応募があり次第、随時審査を行う。（採用者が決定した場合は、募集期間内であっても募集を終了する。）

イ　応募内容確認のため、書類審査前にオンライン等による面談を実施する場合がある。

ウ　審査結果については、いかなる異議申立ても受け付けないものとする。

エ　令和8年度当初予算の採決状況によっては、採用を取り消す場合がある。

12　申込先・問合せ先

⑴　担当部署　　浜田市 地域政策部 政策企画課 企画係

⑵　担　　当　　石津

⑶　所 在 地　　〒697-8501　島根県浜田市殿町1番地

⑷　電　　話　　0855-25-9200

⑸　電子メール　　seisaku@city.hamada.lg.jp